

みやま市学校安全調査委員会答申を受けた取組

令和7年2月

みやま市教育委員会

目 次

はじめに

<u>第 1 章 調査の概要</u>	 2
--------------------	---------

1 詳細調査の諮問内容

2 経過

<u>第 2 章 提言骨子</u>	 2
-------------------	---------

1 提言骨子

<u>第 3 章 答申に基づく教育委員会の取組</u>	 3
-----------------------------	---------

I 提言に基づく再発防止策

II 「みやま市学校安全の日」の取組

III 今後の学校安全推進の方向性

<u>第 4 章 みやま市教育大綱及びみやま市総合計画との一体的な推進</u>	 8
---	---------

はじめに

子どもたちが心身ともに健やかに育つことは、時代を越えて全世界共通の人々の願いです。激甚化・頻発化する豪雨や地震・台風など、計り知れない自然災害のリスク、学校における活動中の事故や登下校中の事件・事故、SNS を利用した犯罪など、子どもたちの安全を脅かす様々な事案が顕在化しています。このような中、学校は子どもたちが集い、人と人の触れ合いにより人格の形成がなされる場であり、生き生きと活動し、安心して学べる安全な場所であるべきです。

令和6年2月26日に本市小学校の給食活動時間中に発生した重大事故について、「みやま市学校安全調査委員会」(以下「第三者委員会」)におきまして、同年4月から14回の審議が行われ、事故の原因及び問題点の分析等がなされ、令和6年12月22日に教育委員会に答申されました。

教育委員会として、児童の大切な命が失われたことの重大さを強く心に刻み、答申を真摯に受け止め、今後の事故防止のための安全管理や安全教育に生かし、児童生徒等の安全確保の取組を徹底し、再発防止策に係る提言の実現に向けて確実に推進してまいります。

みやま市教育委員会

第1章 調査の概要

1 詳細調査の諮問内容

文部科学省「学校事故対応に関する指針」に基づき、事故に至る過程や原因の調査を行い、これに基づく再発防止策を提言いただくため、外部専門家で構成する第三者委員会に諮問しました。

2 経過

第三者委員会は、弁護士・医師・大学教授・救急救命関係者などの学識経験者を含む7名で構成する本市の附属機関という位置付けで、令和6年4月17日から令和6年12月22日まで、計14回にわたり開催されました。この間、関係者からの聞き取り、事故に関する事実の認定と、原因及び分析評価等を行い、これを踏まえて、再発防止策の提言をまとめていただきました。

第2章 提言骨子

●再発防止及び学校事故予防への提言について

当該小学校を含むみやま市立小中学校において、今後、より安全で安心な給食を実施できるよう、次の観点から提言を行う。

1 今後のウズラの卵の提供

特に、ウズラの卵等が窒息の原因になりうることを教員において認識した上で、喫食時に注意喚起を行うべき。

2 本件での応急処置等

非常時における教職員間の十分な連携をはかることをふまえ、管理職は対応すべき

3 救命講習の内容等

当該校の教員らは、多種多様な食品により窒息事故が発生しうることにほとんど認識できておらず、管理職や教育委員会においても同様であり、それにより、窒息事故に関する指導や研修等が不十分であったと考えられる。

特に、 今後は、窒息のサインの有無のみによらず、「苦しそう、顔色が悪い、声が出せない、息ができない」という兆候があれば窒息を疑うという意識が肝要。

4 窒息事故発生時の対応について「学校危機管理マニュアル」の整備

5 119番通報のための設備

6 教室の配置の再検討

7 支援担当者の設置

第3章 答申に基づく教育委員会の取組

教育委員会は第三者委員会の答申に基づき、事故発生の要因等を精査し、提言に沿った再発防止の取組を進めてまいります。

I 提言に基づく再発防止策

1. 安全な学校給食の提供に努めます。

【提言1】 今後のウズラの卵の提供

特に、ウズラの卵等が窒息の原因になりうることを教員において認識した上で、喫食時に注意喚起を行うべき。

ウズラの卵をはじめ、全国の過去の事案を踏まえ誤嚥しやすいと判断した食材については、今後、給食を安全に楽しく食べることができるよう細心の注意を払い、調理や提供を工夫改善し、給食指導・食育指導を徹底していきます。

(1) 食材の調理及び提供方法の検討

■教職員・栄養教諭・給食調理員と連携し、各食材の調理や提供方法の工夫改善を行います。

- ・小学校・中学校の段階に応じ、咀嚼しやすい適切な大きさにすること
- ・調理指示書や作業工程表を確認し、給食調理員との情報共有を図ること。

(2) 給食指導の徹底

■給食指導については、みやま市教育委員会・みやま市学校給食会作成の「安全で楽しい給食のために※」を活用し、食前の指導の強化を図り、注意喚起を徹底していきます。※巻末資料

・教職員による食前指導の項目

- よく噛んで食べる
- 一度につめこまない
- 食べ物を口にいったまま喋らない
- 食べているときは立って歩かない
- 汁物・おかず・ご飯を交互に食べる
- 姿勢よく食べる
- 何かあったら先生や近くの友達にすぐ知らせる

・児童生徒による食前指導

- 給食委員会等による校内放送での献立に応じた食べ方の注意喚起

Action



■毎月の献立委員会において、「安全安心な献立であるか」の観点から、有識者の意見を取り入れ検証することとします。

■栄養教諭においては、献立内容についての注意点など各担当校への指導の徹底を図ることとします。また、各学校を巡回し、日常的な指導の強化を図ります。

■喫食時の注意喚起としては、食事のマナーや食品の安全な食べ方について、給食時間における指導や、学級活動等並びに家庭における食に関する指導の徹底など、食育の充実が必要です。学校と家庭・地域との連携で食育の充実に努めます。

Action

・食育を充実させるために

- 児童生徒への栄養教諭や外部指導者による講演
- PTA 対象の喫食時の注意喚起や救命講習研修会への参加の働きかけ
- 学校だより等・チラシ・パンフレット・ハンドブックによる啓発

2. 緊急時の対応体制の強化に努めます。

【提言 2】 本件での応急処置等

非常時における教職員間の十分な連携をはかることをふまえ、管理職は対応すべき。

(1) 対応体制の再確認

■担任等教職員の配置にあたっては、危機管理の観点を踏まえた配置とします。特に小学校低学年においては、経験を重視するとともに、教職員間の緊密な連携を図ります。

■緊急時の教職員間の十分な連携を図るため、管理職を中心として、教職員の役割を明確にします。

■119番通報が円滑に行われるよう通報訓練など、緊急事態を想定した実践的な訓練を実施します。

(2) 管理職のリーダーシップによる教職員間の意識共有

■毎月定例校長会を開催し、消防署職員や過去の事例に対処法を学ぶなどの学校危機管理研修を実施し、校長の危機管理意識の向上を図るとともに、管理職間での危機管理意識の共有を徹底していきます。

■各学校で、管理職を中心に校内研修会の開催、教育委員会への報告を行い、報告をうけた教育委員会が各学校へフィードバックすることで、教職員間の意識の共有、向上を図ります。

■119番通報のポイントを教室等の見やすい場所に掲示し、日常的に意識づけを行います。

Action

・対応カードの活用(各教室に備え付け)

- 119番通報 ➢ 救急車誘導
- AED 操作などの応急処置
- 児童対応
- 保護者連絡
- 記録



3. 教育関係職員の資質能力の向上を図ります。

【提言3】救命講習の内容等

当校の教員らは、多種多様な食品により窒息事故が発生しうることについてほとんど認識できておらず、管理職や教育委員会においても同様であり、それにより、窒息事故に関する指導や研修等が不十分であったと考えられる。

特に、今後は、窒息のサインの有無のみによらず、「苦しそう、顔色が悪い、声が出せない、息ができない」という兆候があれば窒息を疑うという意識が肝要。

●教育関係職員の研修の充実

■全ての教職員及び教育委員会職員が、救急対応(心肺蘇生法、気道内異物除去、AED、アレルギー対応など)の実技講習、事故発生時の対処法を身につけるための実践的な研修を確実に受講できる体制を整備します。

■救急救命講習については、みやま市消防本部の協力のもと毎年実施していきます。

Action

・令和6年度

- 2月実施 全小中学校にて誤嚥予防と気道異物除去を中心とした講習

・令和7年度以降の予定(毎年)

- 4月 養護教諭を対象に応急手当普及員講習
- 4月～6月 消防本部にて学校ごとに全教職員を対象とした救命講習

■窒息をはじめとした事故への認識、危険に対する対応能力の向上を図ります。

■教職員の危機管理研修を教育指導計画に位置づけ、計画的・定期的に実施します。

4. 事故の発生に備えた安全管理に努めます。

【提言4】窒息事故発生時の対応について「学校危機管理マニュアル」の整備。

●学校危機管理マニュアルの見直しと意識づけ

■各学校の学校危機管理マニュアルに、誤嚥による窒息に関する対応内容の追加を指導します。

■学校危機管理マニュアルに基づき、危険等が発生した際、円滑かつ的確な対応ができるよう、日頃からの意識づけを行います。

■自校に適した内容となっているか、各学校全教職員で、毎年見直しを行い、教育委員会の確認を踏まえ、必要に応じて改訂を行います。

・危機管理マニュアル追加内容

- 嘔吐か窒息かの見極め（苦しそう、顔が悪い、声が出せない、息ができない）
- 有効な気道異物除去の手法



【背部叩打法】
体の小さな児童生徒では、立て膝で太ももがうつぶせにした児童生徒のみぞおちを圧迫するようにし（右図）、児童生徒の頭を低くして、背中の中を平手で何度も連続して叩く。なお、腹部臓器を傷つけないよう力を加減する。



【腹部突き上げ法】
体の大きな児童生徒では、後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方向に圧迫する（右図）。
この方法が行えない場合、横向きに寝かせるか、座って前かがみにして、背部叩打法を試みる。



【参考：食に関する指導の手引-第一次改訂版-（文部科学省）】

5. 迅速な救急通報を可能とする取組を推進します。

【提言 5】 119 番通報のための設備

（１）施設整備

- 事故が発生した場所から、素早い119番通報ができるように整備します。
- 教職員が現場にいち早く集結し、役割分担して行動ができるような体制の構築を進めます。

（２）設備の運用

- 教職員がスムーズな通報を行うことができるよう、情報共有と日常的な意識づけを行います。

・緊急通報システム導入に向けての検討内容

- 緊急通報機能付き IP インターホンシステム（教室から 119 番通報可能）
- 校内緊急事態通報システム（職員室で発生現場を通報と同時に把握）

6. 教室配置を再検討します。

【提言 6】 教室の配置の再検討

●教室配置の確認、再検討

- 児童生徒の利便性のみならず、突発的な事故や急病が発生した場合を想定し、緊急時に対応できる教室配置となっているか全小中学校において確認、再検討します。

7. 児童生徒及びご家族に寄り添った支援を行います。

【提言7】支援担当者の配置

●第三者による支援体制の整備

■児童生徒及びご家族に寄り添った立場で継続的に支援する「支援担当者」の設置と中立的立場からアドバイスを行う心理の専門家を配置します。

Action

- ・学校現場に精通した有資格者のチームの設置
 - 児童生徒及びご家族に寄り添った立場
 - 中立的立場

Ⅱ 「みやま市学校安全の日」の取組

2月26日を「みやま市学校安全の日」と定め、毎年、市内全小中学校で取り組みを行います。

■令和7年2月26日の取り組み

令和6年2月26日に給食時間中に尊い命が失われた重大な事故から今年で1年が経過します。事故を忘れない、そしてこのような事故を二度と起こさないために、各学校において安全な学校給食に対する取り組みを行うとともに、保護者へも周知していきます。

Action

- ・取り組み
 - 黙とう
 - 全校集会
 - 学校事故を想定した研修会 など

Ⅲ 今後の学校安全推進の方向性

いかなる事故が発生した場合においても、児童生徒の生命や身体の安全を守るために、万全の体制を構築していきます。

(1) 事案の想定と対応及び共有について

■給食事故に限らず、全国で発生した過去の学校事故とその後の対策を学ぶ研修を行います。

■各学校が実情に応じて主体的に想定しながら、どのように対処して児童生徒等の生命や身体を守るかについて対策を検討します。

■各学校が検討し得た成果を共有し、全体化を図ります。

(2) 学校施設設備、備品の再点検

- 学校施設及び備品など、日常的・定期的・臨時的とルール化に基づき、怠ることなく、複数の目で細かく安全点検を実施します。

(3) 通学路の再点検、交通指導の充実

- 「みやま市通学路安全プログラム」に基づき、PTA や警察、道路管理者等関係機関と連携して通学路の安全確保の取組の活性化を推進します。
- 通学路の点検や交通指導など、PTA や地域と連携して登下校時の安全確保を図ります。

(4) 児童生徒に対する安全教育の推進

- 各小中学校において、学校安全の取り組みの計画を策定し、各教科や特別活動などにおいて、安全指導を強化していきます。
- 自然災害や登下校中の事故、SNS に起因する犯罪など、児童生徒等の安全を脅かす様々な事案などの現代的な課題に対して、安全教育の拡充を図っていきます。
- 児童生徒自身が自ら危険を察知し、主体的に行動できるような対応能力の向上を図ります。
- 教職員は PDCA サイクルによる確認を徹底し、取組内容や手段などが適切であったか、定期的に振り返り、必要に応じて改善していきます。

(5) 保護者・地域との情報共有

- 安全教育にかかる対策について保護者や地域へ周知し、特に子どもが安全な生活習慣を身に付けることができるように保護者・地域との連携を強化します。

第4章 みやま市教育大綱及びみやま市総合計画との一体的な推進

子どもの安全安心を守るための取り組みの推進を図ります。

学校の安全確保には、給食活動のあり方だけでなく、その他教育課程を含めて関係者で共有し、一体的に対応していく必要があります。

さらにこれからは、小中学生だけでなく、みやま市全体での取組として「第2次みやま市総合計画後期基本計画」の基本方針を踏まえ、市各部署が具体的な施策に反映できるよう、連携協力して取り組んでまいります。

安全で楽しい給食のために

低学年版

1 みじたくをしましょう。

みやま市教育委員会・みやま市学校給食会



- ☐ せいけつなエプロン マスク ぼうし
- ☐ かみのけは、出ないように
- ☐ マスクは、はなと口に

じゅんぴでできていますか？
じぶんでチェック
ともだちやかかりでチェック
先生からもチェック



2 手をしっかりあらいましょう。



- ☐ 手のひら
- ☐ 手のこう
- ☐ ゆびのあいだ
- ☐ ゆびさき
- ☐ 手くび
- ☐ せいけつなハンカチ

3 からだのちょうしをチェックしてじゅんぴしましょう。



- ☐ ねつ おなか あたま など
- ☐ ふくそう (エプロン マスク ぼうし)
- ☐ 手あらい

しょくじちゅうです。
じぶんでチェック
ともだちとチェック
先生からもチェック

4 やくそくやマナーに気をつけましょう。



- ☐ よくかんで
たべる
のみこみやすく、しょうかりにも
いいです。



- ☐ いちどに
つめこまない
大きなたべものは小さくして
すこしずつ口にいれましょう。
パンは小さくちぎってたべま
しょう。



- ☐ たべものをいれた
まましゃべらない
たべものがとびちったり、
のみこみづらくなったりします。



- ☐ たべているときは
たってあるかない
たべおわっても、しずかにす
わってまちましょう。



- ☐ しるもの・おかず・ごはんを
こうごにたべる
ぎゅうにゅうやしるもので口の中をしめらせて、
たべものがとりやすくしましょう。



- ☐ しせいよくたべる
しせいがわるいと、たべもの
とおりみちがせまくなったり、
しょうかしづらくなったりします。



- ☐ なにかあったら
せんせいやちかくの
ともだちにすぐしらせる

5 みんなできれいに かたづけましょう。



※参照・引用資料 「食に関する指導の手引—第二次改訂版—」,「小学校用食育教材『たのしい食事につながる食育』」文部科学省
「食べ物による窒息事故を防ぐために」内閣府食品安全委員会

安全で楽しい給食のために

小学校中・高学年
中学校 版

1 身じたくをしましょう。

みやま市教育委員会・みやま市学校給食会



- ☐ 清けつなエプロン マスク ぼうし
- ☐ かみの毛が、出ないように
- ☐ マスクは、鼻と口に

準備できていますか？
自分でチェック
友だちや係でチェック
先生からもチェック



2 手をしっかり洗いましょう。



- ☐ 手の平
- ☐ 手のこう
- ☐ 指の間
- ☐ 指先
- ☐ 手首
- ☐ 清けつなハンカチ

3 体の調子をチェックして準備しましょう。



- ☐ 熱 おなか 頭 など
- ☐ 服そう（エプロン マスク ぼうし）
- ☐ 手洗い

しょくじちゅうです。
じぶんでチェック
ともだちとチェック
先生からもチェック

4 約束やマナーに気をつけましょう。



- ☐ よくかんで食べる
飲みこみやすく、消化にもいいです。



- ☐ 一度につめこまない
大きな食べものは小さくして、少しずつ口に入れましょう。パンは小さくちぎって食べましょう。



- ☐ 食べものを入れたまましゃべらない
食べものがとびちったり、飲みこみづらくなったりします。



- ☐ 食べているときは立って歩かない
食べ終わっても、静かにすわって待ちましょう。



- ☐ 汁もの・おかず・ごはんを交ごに食べる
牛乳や汁もので口の中をしめらせて、食べものが通りやすくしましょう。



- ☐ しせいよく食べる
しせいが悪いと、食べものの通り道がせまくなったり、消化しづらくなったりします。



- ☐ 何かあったら先生や近くの友達にすぐ知らせる

5 みんなできれいに片づけましょう。



※参照・引用資料 「食に関する指導の手引—第二次改訂版—」,「小学校用食育教材『たのしい食事につながる食育』」文部科学省
「食べ物による窒息事故を防ぐために」内閣府食品安全委員会